

○春日井市商工業振興条例（抜粋）

昭和 62 年 3 月 25 日  
条例第 13 号

（目的）

第 1 条 この条例は、市内の商工業者の経済的、社会的環境変化に対応しうる体質強化を図るとともに、高度化事業、商店街環境整備事業、工場等の立地誘導等に必要な助成措置を講ずることにより、本市商工業の振興及び健全な発展を期することを目的とする。

（審議会の設置）

第 9 条 市長の諮問に応じ、この条例の適用等について調査審議するため、春日井市商工業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員 12 名以内で組織する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 5 章 審議会

### （組織）

第 38 条 春日井市商工業振興審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 商工業関係者
- （3） その他市長が必要と認める者

### （会長）

第 39 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### （所掌事務）

第 40 条 審議会において調査審議を行う事項は、商工業振興施策に関する事その他市長が必要と認める事項に関する事とする。

### （招集）

第 41 条 審議会は、市長から諮問があったとき、又は会長が必要と認めたときに会長が招集する。

### （会議）

第 42 条 審議会の会議は、委員の現在数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （庶務）

第 43 条 審議会の庶務は、産業部経済振興課において処理する。